

きょうとふ えんぼうしどうじゅうてんそちなど  
**京都府まん延防止等重点措置等** <=新型コロナウイルスの 病気を 防ぐための  
ねが  
取り組み> みなさまに お願ひすること

1. できるだけ 家に いてください
2. イベントなどを 行うときの 制限
3. 店などの 制限 (京都市内)
4. 店などの 制限 (京都市外)
5. 仕事へ 行くこと

きょうとふ  
**京都府**

しんがたいんふるえんざ しんがたころなういるすとう えんぼうしうじゅうてんそち びょうき ひろ ふせ  
新型インフルエンザや 新型コロナウイルス等の まん延防止等重点措置（=病気が 広がることを 防ぐ  
ための取り組み）等 政府に お願いすること

さいきん しんがたころなういるす びょうき ふ だんかい ばんめ ちゅうい ひつよう じょうたい すて一じ  
最近 新型コロナウイルスの 病気が 増えているため 4段階で 2番目に 注意が 必要な状態（ステージ3）に なり  
ました。國の 法律（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に 合わせて 京都府を まん延防止等重点措置を し  
なれば ならない 地域に することを 政府に お願いします。

新型インフルエンザや 新型コロナウイルスなどの 病気が 広がることを 防ぐために みなさまに お願ひすること

I 地域 京都府

II 期間 2021年4月12日～5月5日

III お願いすること

1. できるだけ 家に いてください
2. イベントなどを 行うときの 制限
3. 店などの 制限 (京都市内)
4. 店などの 制限 (京都市外)
5. 仕事へ 行くこと

1 できるだけ 家にいってください

くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう だい じょうだい こう あ ねが  
国の法律（特措法第31条の6第2項、第24条第9項）に 合わせた お願い

- ・ 京都市は 午後8時から 京都市以外は 午後9時からは 飲食店などに できるだけ 行かないでください  
(国の法律 (特措法第24条 第9項) に 合わせた お願い)
  - ・ 急ぐ 用事が ないときは できるだけ 家にいてください。外出するときは 混んでいる場所や 時間を 避けて 行動してください。
  - ・ 京都府以外へ 特に 急ぐ 用事が ないときは できるだけ 家にいて ください。
  - ・ 新型コロナウィルスの 可能性が 高い店など (業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>が  
守られていない 飲食店・カラオケ店など) へ 行かないでください。

## 2 イベントなどを するときの 制限

イベントを する人や 建物や 店を 管理する人等 は 以下の ことを 守ってください。  
くに ほうりつ とくそほうだい 24じょうだい こう  
国の法律 (特措法第24条第9項)

【参加できる人数】5,000人まで

【建物に収容できる割合】参加者が 大きな声を 出さない場合 : 100%まで  
参加者が 大きな声を 出す 場合 : 50%まで

\* 他の グループの人との 間は 座席を 1席分 空けてください。同じグループの人 (5人までに 限る) との 間は  
座席を 空ける 必要はありません。

参加できる 人数と 建物に 収容できる 割合を 比べて 少ない方の 人数

### ・ イベントを する前の 相談

全国から 多くの人が 来るような イベントや 参加者が 1,000人以上の  
イベントを するときは する前に 京都府の 相談窓口へ 相談して ください。  
ひとりひとりが うつらない うつさない 行動を してください！

### 3 店などの制限 (京都市内)

#### (1) 国の法律 (特措法) に 合わせた お願い

たいしょう 対象となる 店や 建物	<p>いんしょくてん れすとらん いざかや ふく かふえ なはいたつ みせ たてもの いえ も かえ 【飲食店】レストラン (居酒屋を含む)・カフェなど (配達・店や 建物など 家に 持って帰るは せいけん 制限が ありません)</p> <p>ゆうきょうしせつ ぱー から おけ ぱっくす しょくひんえいせいほう きょか みせ 【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可が ある店</p>
ねが お願いすること	<p>くに ほうりつ とくそほうだい じょう だい こう あ 国の法律 (特措法第31条の6第1項) に 合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店や 建物の 開けている時間を 短くする。(午前5時~午後8時まで、お酒を 出すのは 午前11時~午後7時まで)</li> <li>・働いている人に できるだけ 検査を 勧める</li> <li>・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内する</li> <li>・熱や 咳などがある人は 店や 建物に 入ることが できないようにする</li> <li>・手や 指の 消毒が できるように する</li> <li>・場所の 消毒を する</li> <li>・マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 知らせる</li> <li>・正しい 理由が ないのに マスクを 着けない人は 入ることができません</li> <li>・部屋や 建物の 中の 空気を 入れ換える</li> <li>・アクリル板を 置いたり 人と 人の 間を 広くして 飛沫感染*を 防ぐ</li> </ul> <p>*飛沫感染 &lt;=会話や 咳や くしゃみを すると 口から 細かい つばや 鼻水などが 飛びます。これを 飛沫と 言います。ウイルスの 入った 飞沫が 目・鼻・喉から 入って 感染することが 飞沫感染 です。</p> <p>くに ほうりつ とくそほう じょうだい こう あ 国の法律 (特措法24条 第9項) に 合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2を 測る 機械を 置く</li> <li>・業種別ガイドライン&lt; =仕事の種類に よって 決められている ルール&gt;を しっかり 守る</li> <li>・カラオケを しないでください (飲んだり 食べたり する店で カラオケの ある店)</li> </ul>

きょうりょく  
協力した店は お金が もらえます

みせ 店が もらえるお金	かね ひとつの店が 開ける時間を 短くしたときに お金が もらえます。もらえるお金は 1 日の うりあげ き ていきゅうび き やす ひ かぞ 売上で 決まります(定休日<=決まった 休みの日>は 数えません)
-----------------	--

※4月12日から5月5日までは、京都府と京都市が協力して飲食店などに指導します。

## (2) \*特措法<=国の法律<特措法第24条第9項>以外で お願ひする 店や 建物

劇場・集会所(人が集まるところ)・運動施設・球技場(スポーツや遊ぶところ)など特措法で決められた店や建物は特措法に関係なく午後8時までに店を閉めるようにお願ひします(お酒を出すのは午後11時から、午後7時まで)

対象となる 店や 建物など	お願ひする 内容
運動施設・遊技場<=スポーツや遊ぶところ>	した 下のことをお願ひします ・開けている時間を短くしてください(午前5時~午後8時) お酒を出すのは午前11時~午後7時
劇場・観覧場・映画館・演芸場<=劇や映画をみるところなど>	・イベントは5,000人まで収容率50%のどちらも守ること 収容率<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>
集会場・公会堂・展示場<=会議やイベントのために人の集まるところ>	・店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように 案内する。
博物館・美術館・図書館	
ホテル・旅館<=人の集まる場合に 対して です。泊まる部屋は制限しません。>	
遊興施設※	した 下のことをお願ひします ・開けている時間を短くしてください(午前5時~午後8時) お酒を出すのは午前11時~午後7時
ものを売っている店(1,000m <sup>2</sup> 超)<=生活に必要な物を売っている店は含みません>	・店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように案内する。

サービスを 提供している店(1,000 m<sup>2</sup>超)<=生活に 必要な サービスを していると

ころは 含みません>

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで 食品衛生法の 許可を 取っている 店は 特措法に 合わせた お願いの 対象です

泊まる人が 多い カフェ・マンガ喫茶などは この制限を お願いしません。対象となる 店や 建物の人は 仕事の 種類ごとの 決まりを 守ってください

## 4 店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ(京都市外)

### (1) 国の法律(特措法)に合わせた お願い

店を 早く 閉めるよう お願いを する地域は 山城・乙訓にある 15 の市町村(向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

たいしょう 対象となる店 や建物	<p>【飲食店】レストラン(居酒屋を含む)・カフェなど(配達・店や建物など家に持つて帰るは制限がありません)</p> <p>【遊興施設】バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可がある店</p>
ねが お願いすること	<p>この法律(特措法24条第9項)に合わせたもの</p> <ul style="list-style-type: none"><li>店や建物の開けている時間を短くする。(午前5時~午後9時まで、お酒を出すのは午前11時~午後8時30分まで)</li><li>働いている人にできるだけ検査をするようにします</li><li>店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように案内する</li><li>熱や咳などがいる人は店や建物に入ることができないようにする</li><li>手や指の消毒ができるようにする</li><li>場所の消毒をする</li><li>マスクを着けたり他の病気を防ぐための方法を知らせる</li><li>正しい理由がないのにマスクを着けない人は入ることができません</li><li>部屋や建物の中の空気を入れ換える</li><li>アクリル板を置いたり人と人の間を広くして飛沫感染*を防ぐ <small>*飛沫感染&lt;=会話や咳やくしゃみをすると口から細かいつばや鼻水などが飛びます。これを飛沫と言います。ウイルスの入った飛沫が目・鼻・喉から入って感染することが飛沫感染です。</small></li><li>CO2を測る機械を置く</li><li>業種別ガイドライン&lt;=仕事の種類によって決められているルール&gt;をしっかり守る</li><li>カラオケをしないでください(飲んだり食べたりする店でカラオケのある店)</li></ul>

※ レストラン・バー・カラオケボックスなどで食品衛生法の許可を取っている店は特措法に合わせたお願いの対象

と 泊まる人が 多い カフェ・マンガ喫茶などは この制限を お願いしません。対象となる店や 建物の人は 仕事の 種類ごとの決まりを 守ってください

協力した店は お金が もらえます

店が もらえるお金	開ける時間を 短くした ときに 1日4万円(定休日<=決まった 休みの日>は 数えません)
-----------	---

## 5 仕事へ 行くことなど

会社や 店を 出している 人に 対して テレワークの お願い(特措法第24条第9項)

- 「会社へ 行って 仕事を する人の 数を 70%減らすこと」を 目標に します。テレワークを するよう します。会社で 仕事を するときは 人が 少なく なるように 会社に 行く日や 時間を 変えてください。